

# 議案参考資料

[令和4年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

スポーツ・文化振興課 市史編さん準備室担当

## 議案名

議案第13号 桐生市史編さん審議会条例案

## 趣旨・目的

桐生市史編さん事業の円滑な推進のため、市長からの諮問に応じ、市史編さんの基本計画案等について審議、答申し、その後の進捗管理等を行う機関として「桐生市史編さん審議会」を設置するため、新たに条例を制定しようとするものです。

## 概要

「桐生市史編集委員会」が策定する基本計画等について、市長から諮問を受け、審議し答申を行うため、また、刊行計画の進捗状況や刊行内容について意見聴取等を行うため、「桐生市史編さん審議会」を設置し、本条例において同審議会の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めます。

《主な内容》

### ◎所掌事務

- ・市史編さんの基本方針及び基本計画に関すること。
- ・その他、市史編さんに関して必要と認められる事項

### ◎組織及び委員の任期

- ・委員は15人以内とし、市長が委嘱します(学識経験者、各分野の代表者、市民団体の代表、公募市民等)。
- ・委員の任期は2年以内とし、再任は妨げません。

(施行期日：令和4年4月1日)

## 背景・経過

市史編さん事業は、市民の郷土に対する理解を醸成するとともに、市域に関する貴重な歴史資料を次の世代に伝えていくという重要な役割を担っています。桐生市においては、前回の市史本編の刊行から60年以上が過ぎ、新たな桐生市史の編さんが必要になったことから、令和3年度より、市史編さん準備室を設置し、具体的な検討を開始しました。令和4年度からは本格的に編さん事業に取り組むため、編さん事業の指針となる基本計画を策定し、調査研究に着手します。

# 市史編さん体制（案）

